

平成23年3月定例会 原案可決・全会一致

議案第12号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成23年3月10日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 七 海 喜 久 雄

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保証するものである。

この最低賃金の引き上げについては、昨年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できる限り早い時期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことを合意し、本年1月に閣議決定された新成長戦略2011に盛り込まれている。

現在、わが国は就労環境の変化により、雇用労働者の3分の1が非正規雇用労働者と言われており、その多くは、正社員並みにフルタイムで働いても、生活保護世帯以下の収入しか得られず、生活そのものが困難になるワーキングプアの要因となっている。このような状況を改善し、すべての勤労者の最低限の生活を保障するためには、最低賃金の引き上げが必要不可欠である。

現在の福島県最低賃金は、時間額で657円であるが、これは政府が目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。また、一般労働者の賃金は、4月に引き上げるのに対し、最低賃金の発効日は10月と半年遅れとなっている。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。
- 2 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

郡山市議会